

当您取得日本的森林土地时， 需要进行申报

—森林土地所有者申报制度概要—

如需详细信息，请咨询该森林土地所在的市政府、镇/村公所，或都道府县政府及其林务部门。



为什么需要申报？

A

如果森林所有者不明确：

1. 行政机关无法向所有者提供必要的建议和指导；
2. 在企业开展间伐等作业时，无法与所有者协调以推进森林整合，提高作业效率。

因此，为了更好地掌握森林土地所有者信息，《森林法》规定了森林土地所有者申报制度。

另外，**自 2026 年（令和 8 年）4 月起，申报书模板已修订，新增了所有者的国籍等信息栏位。**

请注意，提交此申报 并不意味着确认森林土地所有权的归属。



在什么情况下需要申报？

A

无论是个人还是法人，只要通过买卖合同、继承、赠与、法人合并等方式新取得森林 * 土地，都需要在事后提交森林土地所有者申报。

没有面积下限，即使面积很小也属于申报对象。

但如果已经提交了《国土利用规划法》规定的土地买卖合同申报 **，则无需提交森林土地所有者申报。

* 指都道府县所制定的区域森林计划内的森林。即使登记地目不同，只要土地呈森林状况，通常仍需申报。

** 根据国土利用规划法，土地交易达到以下面积及以上时需进行事后申报：

- 市区化区域：2,000m²
- 其他都市计划区域：5,000m²
- 非都市计划区域：10,000m²

!

此外，森林所有者在进行立木采伐时，需要事前向市町村长提交采伐及采伐后造林申报；若进行超过1公顷（太阳能发电设施为0.5公顷以上）的林地开发，则需取得知事许可。在保安林中，立木采伐和土地形质变更均需许可。



如何进行申报？

A

需在成为所有者之日起 90天内 向该土地所在市町村的首长进行申报。
若为继承，即使尚未完成财产分割，也必须在继承开始之日起 90天内，以法定继承人的共有名义进行申报。



需要提交哪些材料？

A

请填写规定格式的申报书，并附上以下文件：

- 1.能显示该森林土地位置的图面（任意地图上标示大致位置即可）
- 2.该森林土地的登记事项证明书（复印可）、或能够证明取得土地权利的相关文件，如土地买卖合同、继承分割协议附件、土地权利证复印件等

森林の土地の所有者届出書			
市町村長 殿		年 月 日	
次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます			
1 所有権の移転に関する事項			
所有権移転年月日第1	年 月 日	所有権移転の原因第2	☐ 売買 ☐ 相続 ☐ その他（ ）
届出人である所有者（譲受人、相続人等）		前所有者氏名（法人の場合は名称）	
氏名（法人の場合は名称）		住所（法人の場合は代表者住所）	
住所（法人の場合は本店の所在地）		前所有者住所（法人の場合は本店の所在地）	
電話番号		第1 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。	
第2 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。		第3 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。	
第4 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。		第5 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。	
第6 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。		第7 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。	
第8 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。		第9 登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。また、登記簿の記載と異なる場合は、登記簿の記載と異なる旨を記載し、その理由を説明する。	
2 土地に関する事項			
土地の所在場所 第1	面積(ha) 第2	持分割合 第3	第1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載簿の形式に準じて別紙に記載。
市町村名、大字、等 地番			第2 ユニタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載。
1			第3 新たに所有者となった土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載。
2			
3			
4			
5			
合計			
3 その他参考となる事項			
森林の土地の用途 ☐ 農林として所有 ☐ 林地の開発（具体的には、 ☐ その他（具体的に、 ）			
森林の土地の境界 ☐ 地籍調査済又は測量済 ☐ 未調査であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等			
備考			
注意事項 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごと提出すること。 2 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。 (1) 当該土地の位置を示す地図 (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面			

非常抱歉，表格仅提供日语

更多信息及申报格式下载：
林野厅网站提供制度说明、申报书格式及填写辅助文件：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>



如果不申报会怎样？

A

未申报或虚假申报时，可能会被处以 10万日元以下的罚款。

